学 術 指 導 契 約 書［ひな形］

受託者　学校法人明治学院（以下「甲」という。）と委託者　●●●●（以下「乙」という。）は、以下の契約項目表に掲げる学術指導（以下「本学術指導」という。）の実施に関し、次の各条によって学術指導契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約項目表）

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 学術指導担当者

（所属・職名・氏名） | 　 |
| 　２．学術指導題目 | 　 |
| 　３．学術指導の目的および内容 | 　 |
| 　４．学術指導期間　　　および指導時間 | 20●年●月●日　～　20●年●月●日合計●時間（全●回、1回あたり●時間） |
| 　５．学術指導実施場所 |  |
| ６．学術指導料　　　（消費税額および　　　　地方消費税額を含む。） | 総　額 | 　●●円（うち消費税相当額　●●円） |
| 【内訳】 |  |
| 指導料 | ●●円（うち消費税相当額　●●円） |
| 　　経費 | ●●円（うち消費税相当額　●●円） |
| 　　一般管理費 | 　●●円 |
| 　７．特記事項 | 　 |

**（定義）**

**第１条**　本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（１）「学術指導」とは、甲に属する者が、乙における事業または活動の支援を目的として、その教育、研究または技術上の専門知識に基づき、乙に対して行う指導および助言をいう。

（２）「学術指導担当者」とは、甲に属し、本契約における学術指導に従事する者であって、契約項目表第１項に記載する者をいう。

　**（学術指導の実施）**

**第２条**　甲は、契約項目表記載の学術指導を乙の委託により実施するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲が必要と認めるときは、乙の事業場その他乙の指定する場所において本学術指導を実施することができる。ただし、この場合における学術指導担当者の移動に伴う旅費（宿泊費を含む。）その他の必要経費は、すべて乙が負担するものとする。

　**（学術指導料）**

**第３条**　乙は、契約項目表第６項記載の学術指導料を甲の発行する請求書により、当該請求書発行日の属する月の翌月末日までに口座送金により納付しなければならない。送金手数料は乙の負担とする。

２　乙は前項の期日までに納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年３％の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

３　原則として、既納の学術指導料は返還しない。ただし、次条第２項に定める事由により、学術指導の全部または一部について中止または変更があった場合で、契約項目表第６項記載の学術指導料のうち、指導料および経費の額に不用が生じた場合は、この限りでない。

**（学術指導の中止または契約内容の変更）**

**第４条**　乙は、本学術指導を一方的に中止することはできない。

２　天災その他の不可抗力、または本学術指導の遂行上やむを得ない事由（学術指導担当者の退職を含む。）があるときは、甲乙協議の上、本学術指導の中止または学術指導期間の延長その他の変更をすることができる。この場合において、甲および乙は、相手方に対し、その責めを負わないものとする。

　**（知的財産権の取扱い）**

**第５条**　本学術指導の過程において、または本学術指導の結果として、発明等の知的財産が生じた場合には、甲乙協議の上、その取扱いについて別途定めるものとする。

　**（秘密の保持）**

**第６条**　甲および乙は、本学術指導の実施前または実施中に、相手方より開示を受け、または知り得た技術上および営業上の一切の情報（秘密である旨の表示がされている資料等をいい、以下「秘密情報」という。）については、適切に保管し、本学術指導の実施にあたり自己に所属する当該情報を知る必要のある役職員以外に開示してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

（１）開示または提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

（２）開示または提供を受けた際、既に公知となっている情報

（３）開示または提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

（４）正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

（５）相手方から開示または提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

（６）書面により事前に相手方の同意を得たもの

２　甲および乙は、相手方より開示を受け、または知り得た技術上および営業上の一切の情報を、本学術指導以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

３　前２項の有効期間は、契約項目表第４項記載の学術指導期間の開始の日から学術指導完了後または中止後３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、または短縮することができるものとする。

　**（無保証および免責）**

**第７条**　甲は、本学術指導を実施した結果に関し、明示または黙示を問わず、一切の保証をしない。

２　甲は、本学術指導（本学術指導に基づく商品の販売、役務の提供を含む。）によって乙の事業活動等に損害が発生した場合、第12条による損害を除き、乙に対し、当該損害についての責任を一切負わない。

　**（契約の有効期間）**

**第８条**　本契約の有効期間は、契約項目表第４項記載の期間とする。ただし、甲乙協議の上これを延長または短縮することができる。

**（契約終了後の効力）**

**第９条**　本契約が終了し、または解除された場合であっても、第５条から第８条まで、第12条、第13条、ならびに第15条の規定は、当該条項に定める期間または対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

**（契約の解除）**

**第10条**　甲および乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（１）相手方が本契約の締結または履行に関し、不正または不当の行為をしたとき

（２）相手方が本契約に違反したとき

２　甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（１）破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続きを申立てまたは申立てを受けた場合

（２）銀行取引停止処分を受け、または支払停止に陥った場合

（３）仮差押命令を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合

（４）合併、事業譲渡、会社分割その他の組織再編または株主構成の変動により従前の相手方との同一性が失われた場合

（５）その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

**（反社会的勢力の排除）**

**第11条**　甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、かつ保証する。

（１）自らまたは自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力　　　　団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会　　　　屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反　　　　社会的勢力」という。）に該当しないこと。

（２）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。

（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。

（４）反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。

（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められ　る関係を有しないこと。

（６）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

２　甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約する。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害す　る行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３　甲または乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が、反社会的勢力若しくは第１項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をした場合、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約等を解除することができる。

４　前項の規定により本契約等が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償する。

５　第３項の規定により本契約等が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じたときでも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行わない。

**（損害賠償）**

**第12条**　甲または乙は、本契約の履行に際し、相手方の故意または重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った通常損害に限り賠償請求をできるものとする。

**（公表等）**

**第13条**　甲および乙は、本学術指導について公表を希望するときは、事前に相手方と協議し合意した上で、当該公表を行うことができる。

２　甲および乙は、本学術指導において得られた成果について、事前に相手方と協議し、その発表を行うことができる。なお、甲および乙は、当該発表を行うときは、第６条に定める秘密保持の義務を遵守するものとする。

３　甲および乙は、その製品の広告目的その他の営利目的に、相手方の名称、ロゴマークその他の名義または標章を使用しようとするときは、事前に相手方の同意を得なければならない。学術指導担当者の氏名等を使用する場合についても同様とする。

**（地位等の譲渡の禁止）**

**第14条**　甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位または本契約から生じる権利もしくは義務を譲渡（甲または乙の合併または事業の全部もしくは一部の譲渡を原因とする場合も含む。）してはならない。

　**（協議）**

**第15条**　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

　**（裁判管轄）**

**第16条**　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保管する。

　●●●●年●●月●●日

　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）　東京都港区白金台1-2-37

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人明治学院

 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　理事長　山﨑　雅男　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職名・氏名　　　　印